参考様式第５－１号

旭　農　第３４２号
令和６年３月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき，公表します。

旭川市長

市町村名 （市町村コード）	旭川市 （204）
地域名 （地域内農業集落名）	旭神 （東区10）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 （第1回）

注1：「地域名」欄には，協議の場が設けられた区域を記載し，農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には，取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・市街地近郊にある本地区は，東神楽町の東聖地区と隣接した地理的条件を有し，主に水稲作付を中心として良品質米の生産に取り組み，転作については，小麦・そばを中心として作付を推進している。
・現在，東神楽町からの通作が2件（法人）という状況であるものの，今後，新規参入者や他の地域からの通作等が無ければ，将来，受け手が確保できない農地が生じる可能性がある。

【地域の基礎的データ】
・農業者：2人（うち50歳代以下2人），団体経営体（法人・集落営農組織等）2経営体
（認定農業者4件）
・主な作物：水稲，黒大豆，そば，小麦等

（2）　地域における農業の将来の在り方

・意欲ある担い手への農地集積を促し，水稲を主幹とした経営の大規模化・複合化を推進していく。
・圃場条件等を鑑み，水稲とのローテーションを行うより畑作の定着を進めた方が農業収入が見込める圃場については，畑地化支援を活用し，より収益性が高く，継続性のある畑作を振興していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	39　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は，別添地図のとおり）

・農業振興地域農用地区域内の農用地等については，農業上の利用が行われることを基本とする。

注：区域内の農用地等面積は，農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積，集約化の方針※
・農地中間管理機構を活用して，認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに，担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針※
・地域全体の農地を農地中管理機構に貸し付け，担い手の経営意向を斟酌し，段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針※
・担い手の要望に応じて，農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行い，計画し推進する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・市町村やJAと連携し，新規就農者の受け入れ体制を構築するほか。地域外の農業者（入作者）を受け入れていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて，必要な事項を選択し，取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】